

# 京都学園大学・京都先端科学大学同窓会役員選任規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会則（以下、「会則」という。）第3章に定める役員の具体的な選任方法について定めるものである。

### (選任の原則)

第2条 同窓会運営の基幹を担うことに鑑み、その選任に当たっては、私情にとらわれることなく、同窓会及び母校の発展にとって最も相応しい者が民主的に選任されるよう努めなければならない。

2 役員の選任に当たっては、ダイバーシティ(多様性)の観点から偏りが生じないように努めなければならない。

## 第2章 役員の選任

### (理事)

第3条 理事候補は原則、各年次の卒業生のうちから、男女の区別なく1名ないし2名を選出し、常任理事会に推薦し、理事会において決議し選任する。

2 地域支部の意見を反映させるため、各支部の前支部長1名を理事候補として選出する。ただし、本人が辞退した場合、その枠は欠員とする。なお、初代支部長が就任中の支部にあっては、各支部において支部役員の中から指名した者を理事候補として選出することができる。

### (常任理事)

第4条 常任理事候補は、理事のうちから選出し、理事会において決議し選任する。

2 前項で選出する理事は、会長が理事の中から推薦した3名以内の者とする。

3 会則第19条に定める委員会を設置した際は、当該委員会の委員長及び副委員長を常任理事候補として選出する。

## 第3章 雑則

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の議決によるものとする。

## 附則

1 この規程は、令和5年10月28日より施行する。